

香芝市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第 6 号

香芝市情報公開条例の一部を改正する条例

香芝市情報公開条例（平成 1 2 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の見出しを「（手数料等）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 開示請求に係る手数料 開示請求に係る行政文書 1 件につき 3 0 0 円

(2) 行政文書の開示の実施に係る手数料 開示を受ける行政文書 1 件につき、別表の左欄に掲げる行政文書等の種類ごとに、同表の中欄に掲げる開示の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の開示の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号において「基本額」という。）から前号に定める額に相当する額を減じた額。ただし、基本額が前号に定める額に相当する額を超えないときの行政文書の開示の実施に係る手数料は、無料とする。

第 1 7 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「開示手数料」を「手数料」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 開示請求者が規則で定める複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の行政文書を 1 件の行政文書とみなす。

第 1 9 条第 3 項中「（以下「諮問庁」という。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 1 9 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 7 条の規定は、この条例の施行の日以後にされる行政文書の開示の請求について適用し、同日前にされた行政文書の開示の請求については、なお従前の例による。